



新潟労働基準監督署発表
令和8年9月18日（金）

令和8年9月18日

【照会先】

新潟労働基準監督署

副署長 吉田 英二
第二方面主任監督官 中本 良平
（電話）025-288-3571

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～架設通路の墜落防止措置を講じなかった疑い～

新潟労働基準監督署（署長 下平 恒裕）は、本日、株式会社金田建設工業、山九プラントテクノ株式会社ほか2名を、労働安全衛生法違反の疑いで新潟地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年2月9日、山九プラントテクノ株式会社が元請として施工する新潟市北区太郎代地内のタンク開放検査工事において、株式会社金田建設工業の労働者に組立途中の足場の作業床を架設通路として使用させる際に、手すり等及び中棧等を設けず、墜落防止措置を講じなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 山九プラントテクノ株式会社
本店所在地：東京都中央区勝どき
事業内容：プラントメンテナンス業
- (2) 同社 現場代理人A
- (3) 株式会社金田建設工業
本店所在地：新潟県新潟市東区津島屋
事業内容：架設工事業
- (4) 同社 職長B

2 違反条文

被疑者山九プラントテクノ株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第31条第1項（注文者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第654条（架設通路についての措置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

被疑者株式会社金田建設工業、被疑者Bともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第552条第1項第4号（架設通路）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者は、架設通路については墜落の危険のある箇所には、高さ 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備、高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下の栈又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けることが定められています。

また、建設工事の注文者（元請）は関係請負人（下請）の労働者に同架設通路を使用させるときには、墜落の危険のある箇所には、高さ 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備、高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下の栈又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けることが定められています。

令和 8 年 2 月 9 日、山九プラントテクノ株式会社が元請として施工する新潟市北区太郎代地内のタンク開放検査工事において、元請負人である山九プラントテクノ株式会社の現場代理人は、下請負人の労働者に架設通路を使用させる際、当該架設通路の墜落の危険のある箇所に上記墜落防止措置を講じなかった疑いがあるもの。また、下請負人である株式会社金田建設工業の職長は、架設通路を使用するに当たり、当該架設通路の墜落の危険がある箇所に、上記墜落防止措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 災害の状況

令和 8 年 2 月 9 日、同工事において、株式会社金田建設工業の被疑者 B が、組立途中の足場の作業床を架設通路として使用し通行していた際、地上から高さ約 10 メートルの箇所から墜落し、骨折等の重傷を負う災害が発生しました。

5 参考条文

○労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第 2 号、第 3 項 略）

（注文者の講ずべき措置）

第 31 条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（中略）に係る作業従事者（中略）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（第 2 項 略）

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 （前略）**第 20 条**（中略）、**第 31 条第 1 項**の規定に違反した者
（第 2 号～第 4 号 略）

（罰則）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

の法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(架設通路)

第 552 条 事業者は、労働者が作業を行う作業場に設置する架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

(1号～3号 略)

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。

イ 高さ 85 センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）

ロ 高さ 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下の栈又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中栈等」という。）

(2項～4項 略)

(架設通路についての措置)

第 654 条 注文者は、法第 31 条第 1 項の場合において、請負人に係る作業従事者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第 552 条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。